

平成28年度行政事業レビューシート(厚生労働省)

事業名	労災保険給付に必要な経費			担当部局庁	労働基準局		作成責任者		
事業開始年度	昭和22年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	労災管理課		志村 幸久		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定								
根拠法令 (具体的な条項も記載)	・労働者災害補償保険法第2条の2 ・石綿による健康被害の救済に関する法律第59条第1項			関係する計画、通知等	-				
主要政策・施策	交通安全対策			主要経費	社会保障				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	労災保険給付は、労働基準法上の事業主の災害補償責任を担保するための制度であり、労働者の業務上又は通勤による負傷、疾病、障害、死亡等に対して、迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	別紙のとおり								
実施方法	直接実施								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求			
	予算 の状況	当初予算	780,348	776,066	773,444	767,863	763,721		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	780,348	776,066	773,444	767,863	763,721		
執行額	745,216	751,300	739,968						
執行率 (%)	95%	97%	96%						
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 28 年度
	被災労働者からの請求に基づき、適切な給付を行い、執行実績を適切に予算額に反映させる。	成果目標を予算額、成果実績を実績額として設定する。	成果実績	百万円	745,216	751,300	739,968	-	-
		目標値	百万円	780,348	776,066	773,444	-	767,863	
		達成度	%	95.5	96.8	95.7	-	-	
活動指標及び活 動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込	
	保険給付支払件数	活動実績	件	5,428,240	5,513,567	5,486,221	-		
		当初見込み	件	5,437,960	5,427,064	5,327,276	5,475,731		
単位当たり コスト	算出根拠			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込	
	本経費は、被災労働者等の請求に基づき支給する保険給付費であり、単位当たりコストの算出にはじまない。	単位当たり コスト	-	-	-	-	-		
		計算式	/	-	-	-	-		
平成 28 (単位 ・2 百 年 度 予 算 内 訳)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由					
	保険給付費	767,863	763,721	給付見込の減による減					
	計	767,863	763,721						

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百億円)	契 約 方 式	入 札 者 数 (応募者 数)	落 札 率	一 者 応 札・一 者 応 募 又 は 競 争 性 の な い 随 意 契 約 と な つた 理 由 及 び 改 善 策 (支 出 額 10 億 円 以 上)
1	被災労働者等	-	被災労働者に必要な年金等の給付(現物給付を除く。)	506,875	-	-	-	-

B

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百億円)	契 約 方 式	入 札 者 数 (応募者 数)	落 札 率	一 者 応 札・一 者 応 募 又 は 競 争 性 の な い 随 意 契 約 と な つた 理 由 及 び 改 善 策 (支 出 額 10 億 円 以 上)
1	医療機関等	-	被災労働者に必要な療養の給付	233,093	-	-	-	-

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

別紙

【事業概要】

労働者災害補償保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して、以下の保険給付を支給している。

○療養(補償)給付 : 必要な療養の給付又は療養の費用の支給

○休業(補償)給付 : 休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額

○障害(補償)給付

・障害(補償)年金

: 傷病が治ゆ(症状固定)した後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残ったときに、障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から131日分の年金

・障害(補償)一時金

: 傷病が治ゆ(症状固定)した後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残ったときに、障害の程度に応じ、給付基礎日額の503日分から56日分の一時金

○遺族(補償)給付

・遺族(補償)年金

: 死亡した労働者の遺族の数等に応じ、給付基礎日額の245日分から153日分の年金

・遺族(補償)一時金

: ①遺族(補償)年金を受け得る遺族がいない場合、又は②遺族(補償)年金を受けている方が失権し、かつ、他に遺族(補償)年金を受け得る者がいない場合であって、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たない場合、給付基礎日額の1000日分の一時金(②の場合はすでに支給した年金の合計額を差し引いた額)

○葬祭料・葬祭給付

・死亡した労働者の葬祭を行う場合、315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額

(その額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は、給付基礎日額の60日分)

○傷病(補償)年金

: 傷病が療養開始後1年6か月を経過した日又は同日後において、①傷病が治ゆ(症状固定)していない場合であり、かつ②傷病による障害の程度が傷病等級に該当する場合に、障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から245日分の年金

○介護(補償)給付

: 障害(補償)年金又は傷病(補償)年金受給者のうち第1級の者又は第2級の者(神経・精神の障害及び胸腹部臓器の障害の者)であって、現に介護を受けている者に対し、①常時介護の場合は、介護の費用として支出した額(ただし、104,950円を上限とする。)、②随時介護の場合は、介護の費用として支出した額(ただし、52,480円を上限とする。)

○二次健康診断等給付

: 事業主の行う健康診断等のうち直近のもの(一次健康診断)において、①検査を受けた労働者が、血圧検査、血中脂質検査、血糖検査、腹囲又はBMI(肥満度)の測定のすべての検査において異常の所見があると診断されており、かつ②脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有していないと認められる場合に、二次健康診断及び特定保健指導の給付

また、石綿による健康被害の救済に関する法律(石綿健康被害救済法)に基づき、労働者又は特別加入者であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫等の指定疾病等にかかり、これにより死亡した者の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した場合に、以下の特別遺族給付金を支給している。

○特別遺族給付金

・特別遺族年金

: 死亡した労働者の遺族の数に応じ、330万円から240万円の年金

・特別遺族一時金

: ①石綿健康被害救済法施行日において、特別遺族年金の受給権者がいないとき、又は②特別遺族年金の受給権者がなくなった場合で、すでに支給された特別遺族年金の額が、①の場合に支給されることとなる特別遺族一時金の額未満のときに、1,200万円の一時金(②の場合はすでに支給した年金の合計額を差し引いた額)